〃	〃	—R6N型	—008—3	—004—3
〃	〃	—R6NW型	—008—4	—004—4
〃	〃	FKM—B—1型	—009	—005
〃	〃	—B—2A型	—009—1	—005—1
〃	〃	—B—3A型	—009—2	—005—2
〃	〃	—B—3B型	—009—3	—005—3
〃	〃	—B—4A型	—009—4	—005—4
〃	〃	—B—4B型	—009—5	—005—5
〃	〃	—NP—1型	—010	—006
〃	〃	—NP—2A型	—010—1	—006—1
〃	〃	—NP—2B型	—010—2	—006—2
〃	〃	—NP—3A型	—010—3	—006—3
〃	〃	—NP—3B型	—010—4	—006—4
〃	〃	—NP—4A型	—010—5	—006—5
〃	〃	—NP—4B型	—010—6	—006—6
〃	〃	—NP—5A型	—010—7	—006—7
〃	〃	—NP—6A型	—010—8	—006—8
〃	〃	—NP—6B型	—010—9	—006—9

○近畿地方整備局告示第二百五十号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から役員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十三年十月十一日

近畿地方整備局長　上総　周平

一　登録番号

近畿地方整備局長　19

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

株式会社ＩＩ－ＰＥＣ

三(1)　役員の氏名の変更

変更前	柴生田輝夫
変更後	谷川　康信

(2)　変更年月日

平成二十三年七月十五日

○近畿地方整備局告示第二百五十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第三項の規定に基づき、平成十四年近畿地方整備局告示第十六号の一部を次のように改正する。

平成二十三年十月十一日

近畿地方整備局長　上総　周平

別表の項十九、確認検査の業務を行う事務所の所在地の欄中「大阪府守口市本町二丁目五番十八号」を「イ　本店　大阪府守口市本町二丁目五番十八号　ロ　京都支店　京都府京都市下京区東塩小路高倉町二番地一」に改める。

○近畿地方整備局告示第二百五十二号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価の業務を行う事務所の所在地の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十三年十月十一日

近畿地方整備局長　上総　周平

一　登録番号

近畿地方整備局長　21

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

アール・イー・ジャパン株式会社

三(1)　評価の業務を行う事務所の所在地の変更

変更前	—
変更後	京都府京都市下京区東塩小路高倉町二番地一

(2)　変更年月日

平成二十三年十月一日

○近畿地方整備局告示第二百五十三号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第二十三条第一項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価の業務の休止の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十三年十月十一日

近畿地方整備局長　上総　周平

一　業務を休止した者の名称

特定非営利活動法人都市づくり建築技術研究所

二　業務を休止した者の住所

京都府舞鶴市字喜多千百五番一

三　業務を休止した者の登録番号

近畿地方整備局長　25

四　休止した評価の業務の範囲

評価の業務の全部

五　休止した年月日

平成二十三年九月十五日

六　休止の期間

六ヶ月間

○中国地方整備局告示第百八十号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十六条第一項の規定により次の登録建築物調査機関を登録したので、同法第七十六条の十において準用する第五十条の規定により、次のとおり告示する。

平成二十三年十月十一日

中国地方整備局長　戸田　和彦

一　登録建築物調査機関の名称

岡山県建築住宅センター株式会社

二　住所

岡山県岡山市北区蕃山町一番二十号

三　代表者氏名

代表取締役　藤井　義和

四　登録年月日

平成二十三年十月三日

五　登録建築物調査機関が建築物調査の業務を行う事業所の名称及び所在地

岡山県建築住宅センター株式会社　岡山県岡山市北区蕃山町一番二十号